

新型コロナウイルス感染症の影響で学費等支援が必要になった学生のみなさんへ Q & A  
(この他、日本学生支援機構 (JASSO) のホームページにも、より詳細な情報を掲載しています。申請を検討されている方は、是非ご覧ください。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei\\_kyuhen/coronavirus.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html))

Q1 新型コロナウイルス感染症による影響で収入が急減し、苦しくなりました。新制度に申し込むことはできますか。

A1 新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変については、「生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合」に類するものとして、公的証明書等を提出いただくこととなります。審査の上、条件を満たせば「家計急変」による修学支援新制度の支援を受けることができます。以下の Q&A も参照の上、「家計急変」で申請してください。(大学等に在学している方向けの制度です。)

なお、大学等に進学予定で、今回の新型コロナウイルス感染症による影響で家計が急変した方は、進学後にお申込みください。

Q2 入学後に家計が苦しくなった場合、申し込むことはできますか。

A2 できます。災害や生計維持者 (父母等) の死亡などの予期できない事情があつて家計が急変した場合 (新型コロナウイルス感染症による影響によるものを含む) には、特例的に、随時申込みを受け付け、急変後の所得等に基づいて要件を満たすかどうかを判定し、支援対象とします。(大学等の事務担当者におかれては、「授業料等減免事務処理要領」及び JASSO からの案内を御確認の上、学生等の相談に応じていただけるよう、お願いします。)

Q3 新制度の申込みをしましたが、所得の基準を満たしておらず、支援対象としての認定を受けることができませんでした。今後はずっと、新制度による支援を受けることはできないのでしょうか？

A3 高校等在学中に申し込んだ予約採用等で認定を受けられなかった人であっても、その後の在学採用や「家計急変」で、再び申し込むことができます。

Q4 「家計急変」については、どのような書類で、どのように手続きを進めることとなるのでしょうか。

A4 予期できない事由で家計が急変した学生等について、特例的に随時申込を受け付ける制度となるため、災害や生計維持者の死亡等、予期できない事由が発生したことを証明する書類の提出を求めることとなります。今般の新型コロナウイルス感染症による影響による場合は、幅広く認めています。

また、急変後の所得の見込みにより、支援対象の要件を満たすと判断される場合に支援を行う仕組みとなるため、給与明細など家計急変後の収入の状況を証明する書類なども必要となります。具体的な手続については、大学等を通じて案内しています。(大学等の事

務担当者におかれては、「授業料等減免事務処理要領」及び JASSO からの案内を御確認の上、学生等の相談に応じていただけるよう、お願いします。) JASSO のホームページにも詳細の情報を掲載していますので、御確認ください。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei\\_kyuhen/coronavirus.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html)

**Q5** 新制度の「家計急変」は、家計急変後の収入の状況を証明する書類が必要とのことですが、例えば数か月程度待ってからこうした収入に関する書類を十分揃えて申請した方がよいでしょうか。

**A5** すぐに申請して頂いて結構です。例えば、新型コロナウイルス感染症の影響による場合、急変後の収入については、1か月分あればそれに基づいて審査します。

**Q6** 新型コロナウイルス感染症による影響で家計が急変した場合、災害や生計維持者の死亡等、予期できない事由が発生したことを証明する書類はどのように準備すればよいでしょうか。

**A6** 新型コロナウイルス感染症に係る影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書、あるいはこれに類する証明書等を提出して頂きます。詳しくは JASSO のホームページを御覧ください。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei\\_kyuhen/coronavirus.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html)

**Q7** 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、公的支援を受けていますが、受けていた（受ける予定の）証明書が発行されていません。家計急変の支援を受けることはできますか。

**A7** 証明書がなくても、お申し込みいただくことはできます。追って提出をお願いします。

**Q8** 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した場合、進学資金シミュレーターの結果表示画面が必要とのことでした。何を入力すればよいですか。

**A8** 給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）で、収入や所得を入力する箇所には急変後の年収（所得）の見込み（1か月分を12倍したもの）を入力し、社会保険料等については「収入等から算出する」を選んでください。他の部分は通常通り入力してください。

**Q9** 進学資金シミュレーターを使ったところ、「給付奨学金の対象となりません。」という結果が出ました。支援を受けることはできないということですか。

**A9** 支援を受けることはできない可能性が極めて高いと考えられます。なお、貸与型奨学金の「緊急採用・応急採用」の募集も行っておりますので、御検討ください。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu\\_okyu/index.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html)